

はじめに
お読み
ください

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平かつ公正な社会の実現をめざし、国民一人ひとりを特定する個人番号を発行するものです。これに伴いまして、保険会社は税務署等に提出する支払調書にお客さまの個人番号を記載することとなります。つきましては、下記 **A** に該当する場合には、以下要領にて個人番号の申告をお願いいたします。なお、個人番号を保管する必要がなくなった場合(支払調書作成対象外と判明した場合など)は保険会社にて廃棄・マスキング等の適切な処理を行ないます。

A 支払調書作成の対象となる場合

- (各受取人に)支払われる死亡保険金(災害死亡保険金を含む)が、一時金で100万円を超える場合
- (各受取人に)支払われる保険金が一時金でなく年金で支払われる場合に、年金年額が20万円を超えるとき

! 受取人が2名以上の場合は、上記 **A** に該当する受取人全員分の申告書と、個人番号確認書類のご提出をお願いします。不足する場合はコピーしてご利用ください。

申告方法について

- 「個人番号(マイナンバー)申告書」と下記個人番号確認書類を「保険金・給付金請求書」とともにご提出願います。
- 年金受取期間中に個人番号(マイナンバー)が変更になった場合は、改めて変更後の個人番号(マイナンバー)を保険会社にご申告ください(申告方法については「年金のしおり」を参照ください)。

個人番号確認書類

下記①～③の個人番号確認書類のうち **いずれか1点** をご用意ください。 ※下記イラストはイメージですので実物と相違する場合があります。

① 個人番号カードのコピー(裏面)
※裏面(個人番号の記載のある面)をご提出ください。



② 通知カードのコピー



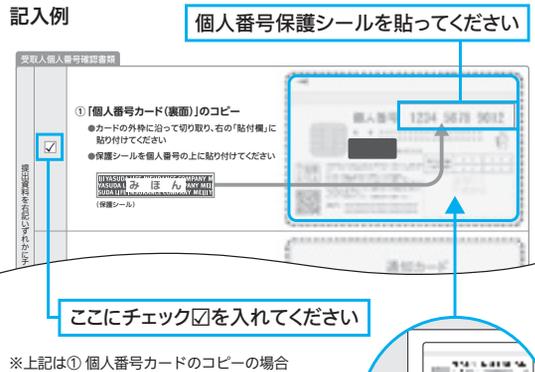
③ 個人番号記載住民票の写し
※写しのコピーでも可



記入・提出見本

① 個人番号カードのコピー/② 通知カードのコピーの場合

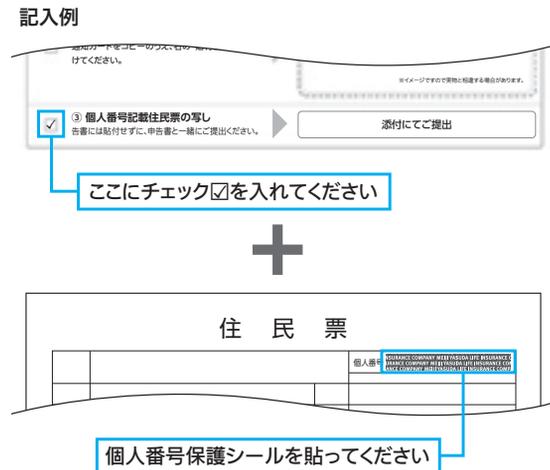
➡ 提出物は申告書のみ



カードの外枠に沿って
切り取って貼り付けて
ください。

③ 個人番号記載住民票の写しの場合

➡ 提出物は申告書と住民票の写しの2点



明治安田生命保険相互会社 御中

明治安田生命保険相互会社(以下、保険会社)が保険取引に関する支払調書作成事務に利用するために、貼付・添付書類に記載されているとおり、個人番号(マイナンバー)を申告いたします。

なお、この個人番号(マイナンバー)申告書(添付書類を含む。以下「申告書」)を提出後、個人番号を保管する必要性がなくなった場合(支払調書作成対象外と判明した場合など)には、申告書は保険会社にて廃棄・マスキング等の適切な処理をしていただくようお願いいたします。

受取人(委任者)署名欄

氏名 ※自署	フリガナ	生年月日	大正 昭和 平成 令和	年	月	日
住所	〒	都道府県				

受取人個人番号確認書類

※下記イラストはイメージですので、実物と相違する場合があります。

①「個人番号カード(裏面)」のコピー

- カードの外枠に沿って切り取り、右の「貼付欄」に貼り付けてください
- 保護シールを個人番号の上に貼り付けてください



②「通知カード」のコピー

- カードの外枠に沿って切り取り、右の「貼付欄」に貼り付けてください
- 保護シールを個人番号の上に貼り付けてください



③ 個人番号記載「住民票」の写し

申告書には貼付せずに、当申告書と一緒に提出ください。

提出資料を右記いずれかにチェック☑してください

留意事項

支払調書作成対象となる場合

- (各受取人に)支払われる死亡保険金(災害死亡保険金を含む)が、一時金で100万円を超える場合
 - (各受取人に)支払われる保険金が一時的でなく年金で支払われる場合に、年金年額が20万円を超えるとき
- 上記に該当されない場合は、当申告書は提出不要です。

会社使用欄

証券番号		被保険者番号	
被保険者カナ氏名			様

法人代理